

○岡山市立認定こども園一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岡山市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）における一時預かり事業（幼稚園型）（以下「事業」という。）を実施することにより、保護者の育児疲れによる心理的及び身体的負担を軽減し、並びに疾病、出産及び勤務形態の多様化に伴い一時的に家庭での保育が困難となる場合に安心して子育てができる環境の整備を図り、もって児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（対象児童）

第2条 事業の対象となる児童は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める認定こども園に在園する、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定により同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた子ども（以下「1号認定子ども」という。）とする。

- （1）勤務形態等による一時預かり 保護者の勤務形態、職業訓練、就学等により、家庭における保育が困難となる1号認定子ども
- （2）緊急一時預かり 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等の事情により、緊急・一時的に家庭における保育が困難となる1号認定子ども
- （3）私的理由による一時預かり 保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる1号認定子ども

（事業の実施）

第3条 事業については、次の各号により実施することとする。

- （1）事業を担当する職員として保育教諭を配置する。
- （2）児童の受入れについては、岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第120号）第5条第3項に規定する職員の数を下回らない範囲で行う。
- （3）保育に当たっては、利用する児童の健康状態を把握し、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号でもって公示された、幼保連携型認定こども園教育・保育要領により実施する。

(4) 利用する児童数，利用事由等の実施状況に関する書類を整備する。

(事業の休日)

第4条 事業の休日は，次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏季休業日，冬季休業日及び学年末休業日

(4) その他市長が必要と認めるとき

(保育時間)

第5条 保育時間は，降園時間から午後4時までとする。ただし，市長が必要と認めたとときは，変更することができる。

(利用の申込み)

第6条 事業を利用する者（以下「利用者」という。）は，一時預かり事業（幼稚園型）利用申込書（様式第1号）を在園する認定こども園に提出しなければならない。

(利用者負担)

第7条 利用者は，事業を利用した月において，岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）別表第1に掲げるA階層及びB階層に該当する世帯である場合を除き，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を負担しなければならない。

(1) 利用料 児童1人当たり日額500円

(2) 15時に提供するおやつ等 1食当たり100円

2 前項第1号に定める利用料については，同一世帯において同時に2人以上の児童が利用するときは，2人目以降の児童に係る利用料は，2分の1とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。